

皇學館大學講演
叢書第九十七輯

近

代

と

神

社

新

田

均

皇學館大學教授

本著は平成十年度皇學館大學月例文化講座「神社のはなし」の一環として、平成十年十一月十四日行つた講演に手を加えたものである。

皇學館大學講演
叢書第九十七輯

近代と神社

皇學館大學教授

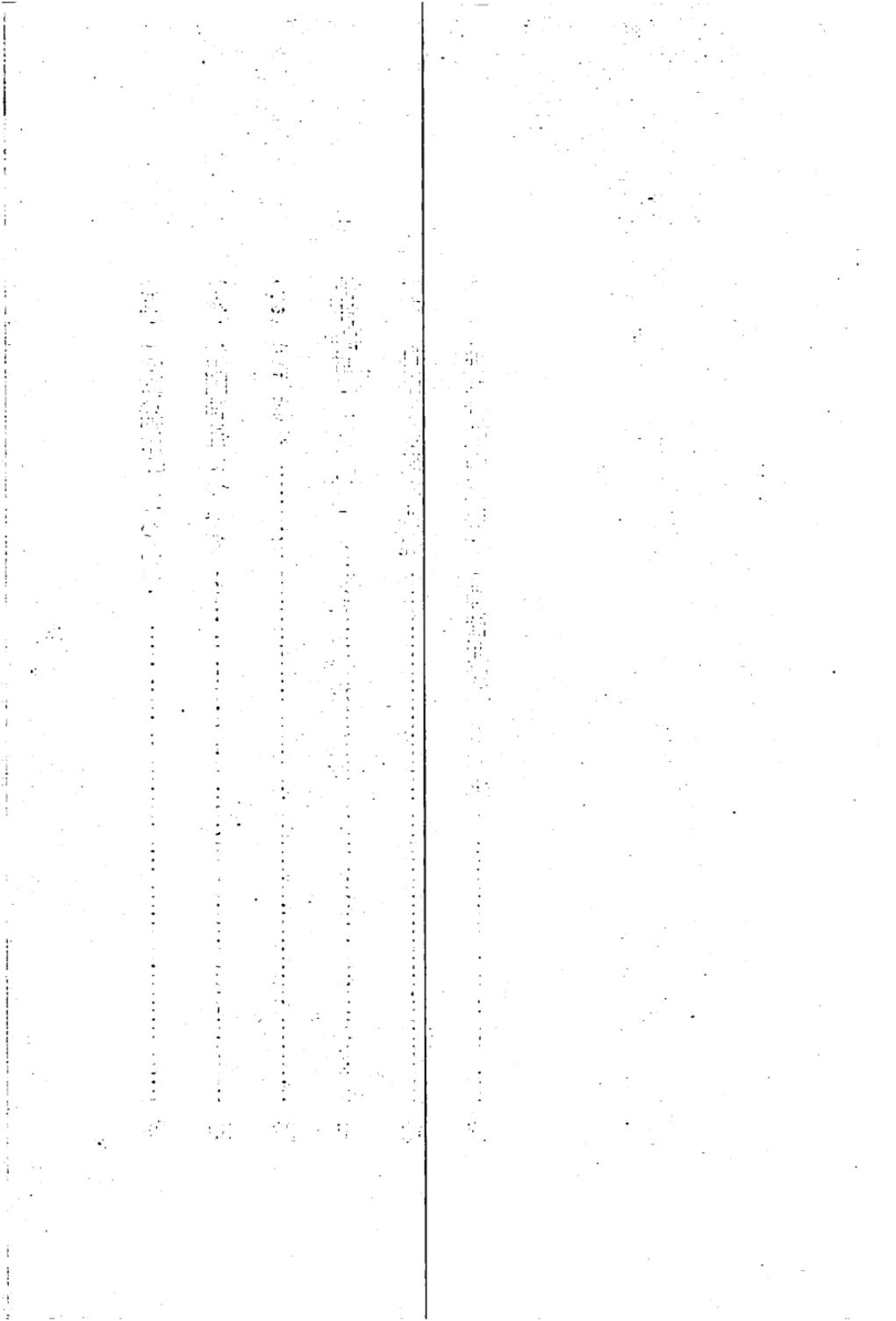
新田

均

目 次

一、はじめに	1
二、「国家神道」のイデオロギー的側面への疑問	5
(一) 天皇崇拝について	5
(二) 小崎弘道の主張の紹介	12
(三) 戦争と浄土真宗	18
(四) 「八紘一宇」について	21

(五) 「宗教弾圧」について	28
(六) 靖国神社について	33
(七) 私の考え方	37
三、「神社問題」について	40
(一) 日露戦争後の状況	40
(二) 神社行政の転換と「神社問題」の発生	43



一、はじめに

近代の神社制度は「国家神道」と呼ばれています。そこで近代の神社についてお話しするためには、その「国家神道」なるものについて語らなければならぬわけです。しかし、私は近代日本の政教関係について研究してきましたが、今だに、「国家神道」なるものを理解することができません。というよりも、最近では、この言葉そのものが近代日本の政教関係を正確に認識することを妨げているのではないかと考えるようになり、この言葉は使わない方がいいのではないかと思うようになりました。といいますのは、この「国家神道」という言葉は、最初から特定の価値判断を含み、実証されてもいない事柄について先入観を与えてしまうような性質をもつていてからです。

ところで、国内・国外で行われた近代の神社についての、様々なシンポジウ

ムに参加しまして、外国の学者、極少数のこの分野の専門を除いた大多数の学者の「国家神道」についての見方をお聞きしました。そして、それらの人々は今だに村上重良氏の「国家神道」論を前提として、近代の神社について語っていることを知りました。そこで、本日の話の前半は、この村上氏の「国家神道」論を前提とし、その問題点を指摘するという形で話を進めることにいたします。

そうは言いましても、村上氏の議論には問題点がありすぎて、とても短い時間で言い尽せるものではありません。そこで、ここでは一つの問題点だけに絞りたいとおもいます。それは「国家神道の教義」とは「国体の教義」であり、それは「天皇崇拜」や「軍国主義」と一体であったとする説明です。

村上氏によれば、国家神道とは皇室神道と神社神道とを直結したものです。

そして、この「国家神道」が教派神道、仏教、基督教を支配していた状態を「国家神道体制」と呼んでおります。したがつて、「国家神道の教義」というの

は、皇室神道と神社神道とが奉ずる教義であり、神仏基の三教は不本意にも、それをおしつけられていたということになります。何故なら、国家神道の教義が、他の宗教にも共通するものであり、自主的に奉ずることができることができる性質のものであったとすれば、国家神道が他の宗教を支配する必要はなく、ましてや宗教弾圧など起ころうはずはないからです。

村上氏の「国家神道の教義」についての議論を整理しますと、つぎのようになります。

- (一) 国家神道の教義は国体の教義であり、国体の教義は帝国憲法と教育勅語によつて思想的に確立した。
- (二) 天皇尊崇の根拠は記紀神話に求められたため、記紀神話は国体の教義の中核とされ、この正統神話と相容れない教義、学説は禁圧された。
- (三) 日清・日露戦争を経ることによつて国家神道の教義には侵略の教義が

付け加わった。

(四) 満州事変以降はこの侵略の教義が真価を發揮した。

このような議論で本当に説明がつくのかどうかを具体的な例を示しながら述べるというのが、前半の話の内容ということになります。ここでは、近代の著名な宗教者の著述を取り上げて、仏教者や基督教者が、近代日本において何を言い、どのような行動をとっていたのかの一端を明らかにし、それが村上重良氏の議論の枠内で整合性をもつて理解できるのかどうかを問題にしたいと思います。

さらに、話の後半においては、大正時代以降に発生した所謂「神社問題」についてお話ししたいと思います。「神社問題」というのは、小学校生徒の神社参拝や、国家的出来事の際に神社に於て催された祭祀への参加、神宮大麻の頒布などをめぐるトラブルのことです。このような問題が、何故、明治ではなく、

大正時代以降に発生することになったのかについてお話ししたいと思います。

一、「國家神道」のイデオロギー的側面への疑問

(一) 天皇崇拜について

それでは、村上重良氏の議論の検討に移ります。まず、村上氏は「國家神道」の教義は、国体の教義、すなわち大日本帝国憲法が掲げる国体観念であった」との述べた後に、この国体観念の内容をある文書を引用して説明しています。

その文書というのは神祇院編の『神社本義』です。ところが、これは昭和十九年に刊行された書物です。これでは説明になってしまふ。明治二十二（一八八九）年における「國体觀念」の成立やその内容を、昭和十九（一九四四）年の文書によって証明したり、説明したりすることはできません。むしろ、憲法や教育勅語については当時様々な解説書が存在したにもかからわず、昭和十

九年の書物に依拠しなければならなかつたということは、村上氏の考えるような「国体觀念」が当時は確立していなかつたことを示してゐるのではないでしょうか。

つぎに、「天皇尊崇の根拠は記紀神話に求められたため、記紀神話は国体の教義の中核とされ、この正統神話と相容れない教義、学説は禁圧された」との主張についてですが、これについては、もつと論点を細かく分けて考えてみたいと思います。まず、基本的な問題として、天皇崇拜は、記紀神話からしか生まれえないものだつたのかどうかという問題があります。

明治時代の有名な浄土真宗の僧侶に島地黙雷という人物がいます。浄土真宗は神を拝まない一神教的な仏教として有名です。彼はその伝統にしたがつて、明治政府が神道の布教を行うことを強く非難し、政府は彼らの意見を取り入れて、神道の布教をやめてしましました。ところで、明治二十三年（一八九〇）

に内村鑑三というキリスト者が教育勅語に拝礼しなかつたことが問題となりました。この時、島地は、内村は靈なき紙に礼拝することはキリスト者としてできないといつてゐるが、それは要するに天皇に対する尊敬心がないからだと強く非難しています。彼の主張は『島地黙雷全集』第一巻に「不敬事件ヲ論ズ」と題して収められております。ここで黙雷は、信仰心と天皇崇拝を区別し、その上で内村には天皇に対する尊敬心がないといつて非難しているのです。神祇不拝の伝統に連なり、それゆえにこそ、大教院分離運動を指導した黙雷の尊皇心が記紀神話に依拠したものでないことは言うまでもないでしょう。

このことは、大教院分離運動の終決に当たつて黙雷が起草し、門主の大谷光尊が太政大臣の三条実美に提出した明治八年二月の「宗門教義上ニ相戾候大意」という文書によつて一層明確に理解できます。そこには、天照大御神はすべての宗派が尊崇しなければならないと書かれております。しかし、その理由は、

皇室を尊崇する以上はその祖先を尊崇するのは当然だからだというものです。

つまり、神話が天皇尊崇の根拠なのではなく、天皇に対する尊崇が天皇の祖先に対する尊崇の根拠とされているのです。したがって、天皇の祖先ではない造化三神の尊崇は明確に拒否されています。そして、もう一つ重要なことは、そのような浄土真宗の主張を政府が認めたということです。

天皇崇拜が記紀神話以外に由来し、そうした発言が許された例をもう一つあげましよう。明治から昭和前期にかけてのキリスト教界の指導的地位にあつた旧日本組合基督教会所属の牧師で小崎弘道という人物がおります。彼は大正二（一九一二）年に「国家と宗教」という本を刊行しておりますが、その中で次のように述べております。

我国では天之御中主神、高御産巣日神、神産巣日神など多くの神々の存する事を信ずれ共、此は太古人智蒙昧なる時代の信仰であつて、つまり天

地宇宙の主宰たる獨一の神を指す者であつて、決して他に神あるを云ふのではない。されば我国が神国であつて其皇室が天孫であり、其國体が特別なる國体であると云ふ事は決して吾人の信仰と衝突すべき者でない。唯吾人は神国を以て我が國斗りでない、他の國も神国であり、否世界中は一として神の國であらざる所はないとするのである。又我が皇室のみが天孫であるばかりでなく、何れの皇帝も何れの國王も天孫であらざるはない。尚ほ弘く之を云ふ時は天下万民は悉く天孫ならざるはない。然れども同じく天孫でも其使命は人々によつて異なつて居る。我天皇陛下に於せられては世界列國の間に特別なる使命を有する我國民の上に神命により君臨し給ふ御方にてあれば、吾人が天皇陛下に対し我皇室に対し特別の尊敬を払ひ日々特別の祈祷を捧ぐ可きは当然の至りである。

この小崎の発言について、二つのことを申し上げたいと思います。一つは、

「ここでは記紀神話に依拠しない天皇崇拜、むしろそれを「太古人智蒙昧なる時代の信仰」として否定した上で天皇崇拜が述べられているということ、そして、そのような内容の書物を出版することができたということです。この小崎の書物は昭和十年代に再版されております。私はそれをまだ入手しておりますが、記述内容に変更が加えられているのかどうかは大変興味のあるところです。

今一つは、この本が出版された時代は、天皇崇拜と基督教信仰との一致を政府によって強要されるというような時代ではなかつたと考えられます。例えば、大正・昭和に活躍した有名な公法学者に美濃部達吉という人がおりますが、彼は、明治四十（一九〇七）年に出版した「日本国法学」の中で「皇室の一族が如何にして此の高貴の地位を得るに至りしかの起源に付ては、正確なる史料の徵すべきもの無し」と述べております。また、大正十（一九二一）年

に出版した『日本憲法』の中では、

或は君主が神若くは神の子孫又は其の代表者として認められた時代もある。此の思想は権力者を崇拜する人類の天性に其の根底を有し、権力者及
其の周囲の者が自ら其の尊嚴を維持せんとする傾向と相合して、東洋でも
西洋でも古代より広く行はれた所であるけれども、君主を神格視することは
は、君主が国家の内に在りて、国家の一構成要素であるとする思想とは絶
対に調和することの出来ないものである。何となれば、国家は人類の団体
であつて、唯人間のみが国家を組織する一員たるを得べく、若し君主が神
であるとすれば、君主は必ず國家の外に立ち、国家は唯其の支配の目的物
としてのみ考へることが出来るからである。

これだけ明確な君主の神格否定の発言が許された時代に、小崎が自らの信仰
に反して天皇崇拜を称揚しなければならなかつたとは考えられません。なお、

美濃部は天皇の神格を憲法解釈の拠り所とすることには反対しましたが、彼は熱烈な皇室支持者であつたことを付け加えておきたいと思います。

(二) 小崎弘道の主張の紹介

さらに、論旨からはややズレますが、小崎のこの本には非常に興味深い記事がいくつもありますのでそれを紹介したいと思います。

まず、彼は政教関係は「夫婦の関係」であるとし、ヨーロッパ諸国は「概ね国教なるものを置いて国費を以て教会の維持を計つて居る」と述べ、各国の指導者が如何に熱心な信仰者であるかを紹介し、最後に「宗教の立場より云ふ時は教国制度が理想的であるは論ない所である」としております。国教制度が國家が教会を支配する制度であるのに對し、教国制度は教会が国家を支配する制度です。彼はこの制度を理想しながらも「社会進歩の今日の程度にては之を

実現する事は不可能である」として、「今日の文明の程度にて次に善なる制度、政教分離即ち政教並立の制度を採用するを以て適当の処置となさねばならぬ」と、實に素直に基徒としての本音を語っております。

次に彼は明治後半の我が國の政教関係を「宗教無視の制度」だとして、批判しております。彼は明治初期からの政教関係の変遷について記述しており、それは當時の人々の実感を知る上で貴重なものだと思いますので紹介します。

明治初年に於ては祭政一致の制度を採用したことは間違ひない。即ち神政治、教国制度であつて、我国太古の制度に復せんとしたものである。・・・

次に神祇官が廃せられて教部省を置かるゝに至つて政教一致の制度即ち國教制度を布かんと為した。・・・次に我が政府が採用したものは公認教制度であると云ふて差支なからう。即ち一方に於て神社と神道とを分離し神社を宗教以外に置き、神仏の二教を以て我国の公認教と為し、夫々に適當

な保護を与へ取締を為した。然るに明治二十二年の憲法發布と共に此の制度も長く継続しがたき有様となり、遂に政教分離即ち宗教を公平に取締るの精神に従つて『宗教法』なるものを定めんとしたが、此れも全く失敗に帰した。

果して此の如き事であつたとすれば、我国今日の制度はいかなる制度であるか。余は之を以て宗教無視の制度と云はんと欲するものである。何故今日の制度を以て宗教無視の制度と云ふかと為せば、我が政府に於ては宗教の存在は認めて居るも、之が必要は認めて居ない。内務省の宗教局に於て宗教上の取締を為すことはあるも、此れは從来の行掛り上止むを得ず之を為すものであつて、宗教が國家に対し重要な位置を占めて居ると云ふことは明かに認めて居ない。政府は宗教の必要を認めざるのみならず、却て其の存在を迷惑に思ひ、之が当然力を併すべき教育の德育区内に於てす

ら之を排斥せんと務めて居る。

村上氏の時代区分によれば、帝国憲法制定以降は国家神道の教義的完成期にあたつております。そつだとすれば、諸宗教は国家神道体制というイデオロギー装置の一部を構成するものとして大変重視されていたはずです。したがつて、それぞの宗教の指導者たちのは、国家による宗教の圧迫や利用は感ずるとしても、無視されているという感じをもつはずはないのではないかでしょうか。

ところで、日露戦争後、政府は小崎のいう「宗教無視」の政策を転換して、宗教利用の政策へと切り替えます。その切っ掛けの一つは、内務省が神仏基三教に対して国策への主体的な協力を呼び掛けた明治四五年の三教会同といふ出来事です。これを小崎は高く評価して、その意義は次の三點にあると述べています。

第一、我が政府の当局者が公然宗教の必要とその権威とを認めたことで

ある。第二は基督教に対する態度を明にし之を他の神仏二教と一緒に取扱ふに至つたことである。第三は社会道徳を進めその風教を維持振興する上に於て宗教と教育の関係を親密にし、互に相扶け共に進まざるべからざることを当局者が認めたことである。

村上氏は、三教会同に関して「キリスト教の主流が、近代天皇制国家への妥協と従属を表明した点で、政府の宗教政策の大きな成功を意味した」と述べていますが、「妥協と従属」というような言葉では、小崎の主張を適切に評価できることは思えません。

最後に、皇室祭祀に関する小崎の考え方を紹介します。

我国の元老を始めとし朝野の学者政治家皆挙て不信仰に陥て居るのに、天皇独り敬神の念が盛であつたと云ふのは誠に不思議の至りである。今日の日本で天皇の此の御精神御信仰に御同情をよせ得る者は恐く基督者のみ

であろう。尤も御信仰の内容に至つては基督者のそれとはや、其趣きを異にして居るならんも、其御信仰の熱烈であらせられ給たのは吾人ならでは同情の出来ぬ、また解する事の出来ない所である。・・・世の宗教を知らない人々は到底天皇の此の御精神を汲み取る事は出来ない。彼等は口には忠君愛国を唱へて居るが、天皇の此の御信仰に同情をよする事は出来ない。吾人は明治天皇が常に神の導きを受けて御座つた事を疑はない。又斯の如き天皇が我国の最も重要な時期に君臨し給ふたのは神の摂理である事を疑はない。我国国民が天皇の為に哀悼すると同時に天皇の御聖徳に感激し、天皇の御性行と御信仰を学び、我が国民の間に今一層眞面目に今一層誠実なる敬神の念の起らん事を冀はざるを得ない。

(三) 戦争と浄土真宗

さて、次に、日清・日露戦争を経ることによつて「国家神道の教義」に「侵略の教義」が付け加わつたという解釈はどうでしようか。この「侵略の教義」について、村上氏は「國体の教義の中心には、世界における「神國日本」の絶対性の主張と、全世界を指導する聖なる使命意識があり、天皇の名による戦争は、無条件に聖戦として美化された」と述べております。これも「国家神道の教義」である以上、それは皇室神道と神社神道から発し、戦時における宣布にあたつては、政府の指導によつて皇室神道と神社神道が中心的役割を担わなければならぬはずです。それでは以下に述べるような事実はどのように解釈したらよいのでしょうか。

戦地に赴く軍隊に宗教家がついていつて、そこで説教をし、葬儀を行うことが公式に許されたのは、明治三十七年（一九〇四）のことですが、その宗教家

とは主に僧侶でした。神社神道の神職が従軍を許されたのは、戦死者が増加して、従来の宗教家だけでは対処しきれなくなつた昭和十四年（一九三九）のことです。戦争の正当化が「国家神道の教義」に依拠していたとすれば、軍隊への浸透は国家神道の最優先の課題でなければならなかつたばずです。それなのに、何故、僧侶に許された従軍が、神職には許されなかつたのでしょうか。

ところで、戦争と宗教との問題に関連して島地黙雷が明治二十八年（一八九五）におもしろいことをいつています。彼のところにある軍人が尋ねてきて、軍人が立派に戦うためには生死についての確固たる信念が必要であると思うが、自分は軍事訓練に忙しくて宗教の研究をしたことがないので話を聞きたいと言つたというのです。そこで島地は、浄土真宗こそ軍隊にふさわしい教えである、何故なら、生きている時は忠実な国民となり、死ぬ時は念佛によつて淨土に往生できることを説いているからだと言つています。この話は、『島地黙雷全集』

第四巻の「軍人法話」に書かれております。

軍隊あるいは戦争と真宗との関係は、黙雷にとつて重要なテーマであったようで、全集第四巻には、「真宗と軍人」（明治二二年）、「従軍布教の要点」（明治二十八年）、「軍人法話」（明治二十八年）、「軍人法話」（明治三十五年）、「戦争と仏教」（明治三十七年）などの論説が収められております。「真宗と軍人」の中の一節を次に引用します。

我等が仏に心身を任せ奉るは全く孝子が父母に侍り、忠臣が君主に仕ふる心事同様にて、父母の心を慰め、皇上の歡慮を安んじ奉るの他事なき者なり。これ「海行かば水づくかばね、山行かば草むすかばね、大君の辺にこそ死なめ野辺には死なし」と詠ずぜし者と符号する者なり。されば真宗他力の信心を受け得し人は、已に一身を挙げて仏に御任せ申し、上なれば、仮初にも自己の私に使用せず、専ら仏の恩徳に報すべきなり。然らば、陸

海軍の諸氏に於ても安心立命、生死を弥陀慈仏に一任して往生安堵の身の上となれば、称命念佛適当の任務を実行し、以て四恩酬報の事に勉励せらるべきなり。

これは、現世における天皇に対する無条件の服従を説いたものですから、村上氏の議論を適用すれば、真宗の真俗二諦論こそ「国家神道の教義」そのものということになりましょう。しかし、後世の人間のこのような説明を神道嫌いの黙雷が肯んじるとは思えません。

(四) 「八紘一宇」について

村上氏は「國家神道は、一九三〇年初頭には、大陸侵略の本格化を背景とする天皇制ファシズムの成立によつて、最終段階のファシズム的国教期を迎えた。國家神道の最終段階は、そのまま國家神道の絶頂期であり、明治二十年代に確

立した国家神道の侵略的教義が、その真価を余すところなく發揮した時期であった」と述べています。このことについても、いくつかの論点に分けて申し上げます。

まず、「侵略の教義」について村上氏は「天皇の名による戦争は無条件に聖戦として美化された」と述べております。それでは、「露国に対する宣戦の詔書」にある「今不幸ニシテ、露国ト鬪端ヲ開クニ至ル。豈朕カ志ナラムヤ」という言葉や、「米国及び英國に対する宣戦の詔書」にある「洵ニ已ムヲ得サルモノアリ。豈朕カ志ナラシヤ」という言葉をどのように解釈したらいいのでしょうか。これは、少なくとも「戦争を無条件に美化」する言葉ではありません。むしろ、天皇の名によつても「美化」できない何者かの存在を示唆した言葉です。そのような言葉が開戦の意義を公式に表明した最重要の文書に盛り込まれているのはどうしてなのでしょうか。

次に、村上氏は「侵略の教義」の根拠は「八紘一宇」という言葉に求められたとしてこう述べています。

ファシズム的国教期には、国体の教義の侵略的性格は、戦争の激化とともに増幅され、世界征服をめざす聖戦の正当化が、国家神道教義の中心を占めるにいたつた。国体の教義は、内に向つては、天皇の統治を絶対化することに重点があつたが、大日本帝国がアジア大陸への侵略に乗り出すとともに、日本が他民族、他国家を征服し支配する聖なる使命をもつていて、おそるべき教義に展開したのである。「聖戦」による世界征服の教義は、第一代神武天皇の八紘一宇（為宇）の詔によつて根拠づけられた。・・・八紘一宇とは、全世界を天皇に帰一させるという思想であり、最終段階では、ほとんど全世界を敵とした太平洋戦争のイデオロギー的根拠となつた。

これについても、論点をいくつか指摘したいと思います。まず、私は「思想」を論じる場合には、国家機関が政策遂行のためのプロパガンダとして表明した思想と、国家機関そのものを突き動かしていた思想とは区別されるべきだと思います。その区別を行つた上で、プロパガンダについては、如何なる方法で行われ、どの程度の効果を發揮したのか。国家機関を動かしていた思想については、それは何に由来し、どのような理由で政府の行動を左右するまでになつたのか、について具体的な事実に沿つて論じなければならぬと思ひますが、村上氏はこのような作業を一切省略しております。

村上氏は、どうもこの時代に「国体の教義」についての「正統解釈」なるものが存在し、それは世界征服を正当化するものであり、しかもそれが「神道」という用語で呼ばれるべきものであつたと考へてゐるようです。そして、そう考へる根拠を『日本書紀』に由來する「八紘一宇」という言葉が喧伝されたこ

とに求めているようです。私はそもそも「世界征服」をめざす聖戦の正統化が呼ばれたとされる時代の開戦の詔書が、何ゆえに「自尊自衛」を戦争理由としなければならなかつたのか理解に苦しみます。また、ある古典から一つのスローガンが採用されたことが、それに依拠する宗教を国教とするものであつたする解釈はあまりに短絡的なものではないかと思います。例えば、靖国神社の名前は『春秋左氏伝』卷第六僖公の中の「靖国」から採られたのですが、だからといって、靖国神社創建の思想が『春秋左氏伝』に由来しているとはいえないでしょう。

そもそも、「八紘一宇」が「世界征服」を意味するものとして喧伝されたというのは、どのような証拠に依拠しているのでしょうか。村上氏のいう「世界征服の教義」が「国家神道の教義」の中心であつたすれば、いわゆる「別天神論争」はどうに理解したらよいのでしょうか。昭和十二・三年頃から、神

道とナチスの征服思想とを習合させようとする試みが行われるようになったことは事実のようです。このような動きに対し、葦津珍彦氏は「一日本人の言葉ーナチスの蒙を啓く」というパンフレットを作成して、反対を表明しました。

葦津氏は「ナチスに従へば、国家は民族の機関であるが故に、國家の領土、国土といふものも亦民族にとつての一の便宜的な功利的な手段にすぎものである」と述べ、これに対して「日本に於ては、国土と国民とは共に神の生み給ふ所であり、共に神の子であり同胞である。日本民族は大八洲（この日本伝来の本土）に住みてこそ、眞の日本人なのである」と、神話を根拠として、ナチス流の征服思想に反対したのです。そして、このパンフレットは友好国に対する不信の念を表明したものとして発禁処分となりました。

昭和一七年になると東条内閣は、民族神としての天照大御神を唯一最高の神とする学説に神道説を統一しようとして、古事記の造化三神他五柱の別天神を

重視する立場の神道論文を次々に発禁処分としました。それは、造化三神説が多かれ少なかれ四海同胞主義的傾向を持つのに対し、民族神としての天照大御神を強調する学説は、ゲルマン神話を強調して民族の優勝劣敗を好むナチス的世界観に組し易いと考えたためだと言われています。このような政府の弾圧に対し、葦津氏らの神道人が反対運動を起こし、これに皇典講究所や大日本神祇会といった機関が同調したために、逆にこの政策に組した役人が辞職あるいは左遷され、天照大御神を唯一最高の神とする学説を説いた書物が発禁となりました。村上氏のいう「日本が他民族、他国家を征服し支配する聖なる使命をもつてているという、おそるべき教義」は本当に「正統解釈」の地位を占めていたのでしょうか。

村上氏は、満州事変以降をファシズム的「国教期」と呼んでおりますが、昭和初期には実に様々な思想が唱えられ、それぞれの思想を奉じる団体が様々な

運動を展開しておりました。それらの個人や団体の思想の全体を網羅し、精緻に検討して、共通の要素を抽出し、これこそ昭和前期に共通する思想であったとするような研究を私は見たことがありません。そのような研究がない以上は、その根底には「神道」なる「国教」があつたなどという断定はとてもできるものではないと思います。

(五) 「宗教弾圧」について

また、村上氏はファシズム的国教期において国家神道が絶頂期を迎えたとする根拠として、治安維持法の適用によるいわゆる「宗教弾圧」を挙げております。すなわち、「治安維持法は、治安警察法を拡充した治安立法であり、・・・何よりもまず、近代天皇制国家の国体の教義を守るために弾圧法であつた。治安維持法が、・・・國家神道の絶頂期には、刑法七四条の不敬罪とともに、宗

教弾圧の強力な武器となつた必然性がここにあった」とし、「一連の宗教弾圧は、国体の教義にとつて異端的であつたり、正統的な解釈を逸脱した教義をかげて民衆をとらえ、無視できない有力な勢力を築いていた新宗教にたいする、国家権力の憎悪をこめた攻撃であつた」と説明しております。

私は治安維持法とその適用について詳しく述べることはありませんので、私自身の考えを述べることはできません。ただ、私が申し上げられることは、治安維持法を研究している専門家の解釈は村上氏とは異なつてゐるということです。

まず、伊藤隆氏は昭和十年の大本教、一年の新興仏教青年同盟、十三年の天理本道、十四年の日本燈台社などの検挙について次のように述べています。

これは当初の治安維持法の趣旨からは想像もつかぬことであつた。たしかにある面では圧迫された新興宗教団体が、・・・いわゆる右翼団体と関連して行動し、また陸軍や宮中への工作などを行つていたことはたしかで

ある。しかしそれにしても治安維持法の適用は自然とはいえない。その後には当初の対象たる日本共産党が壊滅してしまつてゐるにもかかわらず、厖大化した「特高」網、思想検事等々のそれに関連する官僚組織の自己保存という組織の論理を想定しないわけにはいかないだろう。（『昭和期の政治』）。

つまり、治安維持法は「国体の教義」（すなわち「国家神道の教義」）を守るためにものではなく、単に共産主義運動を弾圧するために制定されたものであり、宗教団体に適用されたのは「国体の教義」などという大それたものを守るためではなく、単に特高組織を維持するためだったというのです。

同じことを渡辺治氏も述べております。

この時期にそれまで内務省警保局——特高、司法省——思想検察の二大治安機構が総力をあげていた共産党を中心とする運動の弾圧にひとつのメドが

ついたことがあげられる。・・・ところがそうなると、それまで共産党取締りを理由に拡張に次ぐ拡張を重ねてきた特高の機構は新たな“獲物”を見つけなければ縮小の憂き目を見ることになる。・・・新たな“獲物”を求めて警察諸領域の再検討が開始された時、共産主義運動なきあとの社会内での有力な運動として、新興教団の活動が注目されたのは自然であった（「ファシズム期の宗教統制——治安維持法の宗教団体への発動をめぐって——」「戦時日本の法体制・ファシズム期の国家と社会⁴」）。

奥平康弘氏の見解は少し異なつておりますが、それでもつぎのように述べております。

乱暴ないい方だが、大本事件には「たてまえ」と「ほんね」の二重構造があつた。当局はこの両方を適当につかいわけながら対処したのである。「たてまえ」の方に、治安維持法（および刑法七四条Ⅱ不敬罪）が位置す

る。 . . . 要するに、弾圧のいいところである。他方この事件の「ほんね」とは、なんとしても大本教団をつぶしてしまいたい、つぶさなければならぬという真の動機・原因である。結論的にいえば、この事件の「ほんね」は、いまや莫大な財力と社会力を包蔵するにいたつた皇道大本が、急速過激に右翼化・国家主義化・行動化の傾向をたどつていたので、機をみて有効にこれを阻止しなければならないという治安警察的な契機であった。「ほんね」からすれば、この事件は、宗教団体たる皇道大本の教義その他の信仰内容を問題とするものではなく、宗教の自由となんら関係がない。民間右翼の過激行動を規制するのとおなじだということになる。(『治安維持法小史』)

新興宗教団体に対する弾圧の「ほんね」をどこに見るかはともかく、以上の人々の見方からすれば、村上氏の説明は、当時の当局者の「たてまえ」を無批

判に受け入れたものということになるのでしょうか。

(六) 靖国神社について

村上説への疑問の提示の最後として、靖国神社に対する記述を取り上げることにします。村上氏は次のように記しています。

靖国神社、護國神社の系統は、天皇崇拜と軍国主義の結合を象徴していた。それは天皇の「敵」には一顧もあたえないインヒューマンな発想に立っていた。靖国の「国」は、どこまでも、大日本帝国のことであり、天皇への忠誠のみが、いつさいの価値の基準であった。戦没者は、天皇のために死ぬことによって、生前の所行のぜひ善悪とは完全に無関係に、神として祀られ、国家は国民に対して、この神々を礼拝することを強制した。

村上氏によつて、このように説明される靖国神社を当時の宗教者はどのように

に考えていたのでしょうか。ここではカトリックの立場について述べたいと思
います。

ここに東京教区司祭である志村辰弥氏の著書『教会秘話—太平洋戦争をめぐつ
て』をもつてまいりました。これは一九七一年のもので、志村氏が戦争中・占
領中の体験を書き記したものです。この中の「靖国神社の運命」と題する節を
読んでみます。

昭和二十年十一月、マッカーサー元帥は、メリノール会のバーン氏、イ
エズス会のビッター師を進駐軍司令部に招いて、靖国神社の存廃について
カトリック側の意見を求めた。バーン師はアメリカのカトリック宣教師団
を代表し、ビッター師はバチカン市国を代表していたからである。· · ·
上智大学は靖国神社に対して忘れられぬ恨みを持っている。昭和十五年、
大学の一年生が信仰の理由で靖国神社の参拝を拒んだことがもとで、大学

全体が軍の強烈な弾圧を受け、悪くすれば廃校になるかも知れぬというひどい目にあわされた。しかし、今はそのような私情に捕われている場合ではない。国民全体の利益という立場からかんがえなければならない。

マッカーサー元帥は軍の意向やプロテスタント側の考えを説明したあとで「いま、われわれとしては、靖国神社を廃止する計画であるが、皆さんはどう考へるか?」と質問した。ふたりはこれに対してもう一度答えた。「わたしたちはそれに反対です。日本は不義の戦争をしたから、軍国主義の温床となつた靖国神社を廃止すべきであると、一部の人は考へているようですが、それはまちがいでしょう。靖国神社の存廃はその本質にかかっていることで、こんどの戦争の正不正とは関係がありません。

いかなる国民も、祖国のために身命を賭した人びとに對して、尊敬を表わし、感謝を獻げることは、大切な義務であり、また権利でもあります。

ですから、戦没者の墓碑に対しては、敵国民といえどもこれに敬意を表わしているではありませんか。いま靖国神社は神道の単なる靈廟ではなく、国民的尊敬のモヌメントであることを申し上げねばなりません。なぜなら、そこには、神、仏、基いすれの宗教を問わず、戦没者の英靈が平等に祀られているからです。したがつて、このようなものを廃止するのは、国民の大切な義務と権利を否定することになりはしないでしようか？・・・」

ここでのポイントは、カトリックが、靖国神社との葛藤があつたにもかかわらず、靖国神社の本質と戦争の正不正とを区別していること。神道の単なる靈廟ではなく、国民的尊敬のモヌメントであると考えていること。そして、占領下という日本政府による圧力がまったく考えられない状況の下でこのような意見を表明していることでしょう。この立場と、村上氏の説明との間には大きな相違があるようと思われます。

この志村氏の著書には、カトリックが天皇が戦犯に指名されないように尽力したこと、聖母病院の応接室に十字架とならべて御真影を掲げていたこと、軍に協力してカトリックが多いフィリピンで宣撫活動を行ったこと等、いくつかの興味深いエピソードが載せられています。興味のある方はお読みください。

(七) 私の考え方

村上氏の議論の検討の最後として、私の考えをいくつか述べさせていただきます。まず、国家神道という言葉は、前にも申し上げましたように、近代日本の政教関係においては、国家と神道との結合が中心であり、他の宗教はそれに従属させられていたという前提に立つております。しかし、私は、そのようなことは未だ実証されていないと考えます。それでは、実証されていない観念が、何故検討もされずに流布しているのかといえば、それは戦後の各宗教団体の利

益と結びついていたからではないかと思います。この観念は、神社神道に対し
ては、自分たちだけが本物の愛国者であったとの誇りの源泉となり、神社神道
以外の宗教に対しては、戦前の行為に対する免罪符となつてているのではないで
しょうか。ただし、国家神道という「宗教」による抑圧を、政府に対する協力
の言い訳にすることは、現在の宗教者に、別の厄介な内面的問いを突き付けて
いると思います。それはすなわち、戦前に各宗教団体を担つていた人々は本物
の宗教者であったのか、彼らの信仰はほんものであつたのかということです。
さらに、そのような人々によって担われてきた宗教団体に属するということは、
信仰に照らしてどのように解釈されるべきなのかという問題です。

私は、戦前における宗教家中での愛国者や天皇崇拜者が神社関係者だけで
あつたとは思いません。そして、国家的課題、宗教団体としての課題、一信仰
者としての課題というものの中でも苦闘しながら生きた人々に深い尊敬の念を抱

いております。

次に、朝鮮・台湾・中国における宗教政策についても「国家神道」という用語が使用されることがありますが、これに対し私は疑問があります。帝国憲法の下にあつた日本本土、帝国憲法の適用を受けなかつた朝鮮・台湾、日本とは別個の法体系の下にあつた満州国、さらに戦地であつた中国における宗教政策を、最初から同一視して論じることは、研究方法として適當ではないと考えます。それら個々の地域における政策を検討し終えた後に、それら全てに共通する本質的で基本的な何物かを発見することができてはじめて、それらの地域における宗教政策なり、宗教制度なりを同一視することが可能となるのではないでしようか。

最後に、今一度私の立場を申し上げれば、近代日本の政教関係の研究においては、「國家神道」を前提とすべきではない。もつと一般的な枠組みから出発し

て、様々な問題を検討しおえた後に、どうしても他国と共通の枠組みでは論じられない特徴が日本の政教関係にあるとすれば、その時こそ、それに相応しい名称が選ばれるべきであるということです。

三、「神社問題」について

(一) 日露戦争後の状況

さて、次に、大正時代以降に発生した所謂「神社問題」についてお話ししたいと思います。「神社問題」というのは、冒頭でも申し上げましたように、小学校生徒の神社参拝や、国家的出来事の際に神社に於て催された祭祀への参加、神宮大麻の頒布などをめぐるトラブルのことです。このような問題は、明治ではなく、大正時代以降に発生しました。その理由について、お話ししたいと思います。それは簡単に言えば、日露戦争以後の国内外の状況の変化に由来して

おります。

明治二十年代以降の宗教に対する政府の態度は、宗教が国民統合の障害となりないように統制するというものでした。このような政府の政策を小崎弘道が「宗教無視の制度」と解釈していたことは前に申し上げました。しかし、この政府の態度は日露戦争以降に変化し、宗教を国民統合に積極的に利用しようとする政策が次々と打ち出されるようになります。

日本は日露戦争に勝利したとはいえ、十七億円という戦費（当時の国家予算の約七倍）を費やし、この内の八〇%は公債に（さらにその内の五一%が外債に）依存したものでした。賠償金を獲得することができなかつた日本は、戦後、この借金を自力で返済しなければなりませんでした。さらに、傷ついた陸海軍を立直し、戦後の国際経済競争に備えて社会資本の充実を図らなければなりませんでした。このため、政府は戦時中に臨時におこなつた大増税（約一・八倍）

を戦後も継続するという措置をとりました。つまり、戦争が終わつたにもかかわらず、国民は戦争中と同じ覚悟をもつて働き、産業を発展させ、税金を納めなければならなくなつたわけです。

政府は国内のあらゆる物理的・精神的資源を動員して、産業を振興するとともに、苦難に耐えつつ政府の政策を忠実に実行する国民を養成する必要に迫られました。そこで、国民に対する教育を充実させるために、明治四十年に小学校の修学年限をそれまでの四年から六年に延長し、卒業の後の補習教育・夜学校の普及を計りました。

こうした教育政策の実行のためには、行政組織の末端に位置する行政町村の強化が不可欠でした。何故なら、それらの教育費は基本的に行政町村の負担とされていたからです。

明治二十一年に公布された「町村制」は、それまで存在していた七万余の村

落共同体的町村（部落）を一万三千余の行政町村に再編成し、部落を行政町村内部の大字に転化しました。しかし、部落単位の若者組の存続、部落有林（入会地）の存続などにより、行政町村は精神的にも経済的にも不安定なものでした。

したがって、行政町村を精神的・経済的に強化するためには、若者組を行政町村単位の青年会（あるいは青年団）に再編成し、部落有林を行政町村の所有に移すなどの政策が必要でした。これらの政策は地方改良運動と呼ばれ、その担い手として、町村長・小学校教員とともに期待されたのが神職や僧侶であつたわけです。宗教に対する政府の政策転換の背景には、こうした事情が存在していたのです。

（二）神社行政の転換と「神社問題」の発生

ところで、政府が地方改良運動の担い手として神社や神職に期待をかけるよ

うになつたのには、次のような理由がありました。

明治三十七・八年の日露戦争によつて、国民の間に敬神の念が昂まり、これを背景として、当時神社行政を担当していた内務省神社局は、それまでほとんど行政の対象となつていなかつた府県社以下の神社に対して、若干の手当てを行つことにしました。それが、府県郷村社の例祭に対し若干の神饌幣帛料を地方公共団体に支出させるという措置でした。

この神社局の政策に対して、同じく内務省の部局であり、地方改良運動の主体であつた地方局は、当初、府県郡市町村の財政難を理由に反対しました。しかし、両局の交渉過程で妥協が成立し、府県郡市町村が必要と認めた場合には「供進スルコトヲ得」ということになりました。それと同時に内務省全体の方針として、神社合祀（整理）を推進することになりました。つまり、神社合祀（整理）によつて地方公共団体の負担を軽減すると同時に、整理された神社を

行政町村の中心と位置づけて地方改良運動の一翼を担わせようとしたわけです。

こうして、明治三十九年四月の地方官会議において神社合祀の奨励が指示されると同時に、同月三十日の勅令第九六号によつて府県社以下神社への神饌幣帛料供進が可能となりました。この内務省の方針に沿つて、明治三十九年から四十三年にかけて激しい神社合祀が行なわれ、府県社以下は十九万社から十三万社へと整理されました。明治四十一年七月に地方局参事官を兼務する井上友一が神社局長に就任すると、「神社中心説」を唱えて、神社を一層明確に地方局が推進する地方改良運動の中に組み込もうとしました。こうして、小学校や青年会による神社参拝が奨励されるようになつたのです。また、明治四十四年には市制・町村制が改正されて、市町村は府県社以下に対し「経費上必要アル場合ニ於テハ寄付又ハ補助ヲナスコトヲ得」との規定が追加されました。さらに、大正二年四月の「官国幣社以下神社神職奉務規則」（内務省令第九号）

によつて、府県社以下の神職も「国家ノ宗祀ニ從ヘキ職司」とされたのです。

このようにして、府県社以下の神社が地方改良運動に組み込まれ、小学校や青年団と結びつけられたことが原因となつて、いわゆる「神社問題」が生ずることとなりました。

大正二年十一月に第一次山本内閣の奥田義人文相と会談した基督教徒は、小学校教員が引率して神社参拝をする場合に宗教上の信念が含まれていると指摘し、神社の性質を明らかにすることを要求しました。さらに、翌年十月に開催された第三十回基督教日本組合教会総会は、政府が奨励している神社崇敬を国民多数は宗教として崇拜していること、同年八月の第一次世界大戦への参戦にあたつて神社に宣戰報告戦勝祈念の祭祀を行なわせたことは宗教行為であり、基督教の伝道上の障害となることを指摘して、この対策を研究することを決議しました。

大正四年十一月に大正天皇の御大礼が挙行された際には、家毎に七五三縄を張り、神棚を設け、神社参拝を行なうように指示する府県が幾つか現われ、真宗門徒との軋轢を生じました。そして、この問題は龍口了信によつて同年十二月の帝国議会で取り上げられました。これらの問題における基督教及び真宗の主張は、神社崇敬を絶対拒否するというものではなく、神社（特に府県社以下）から宗教的因素（説教・葬儀・祈祷・神札）を除去して非宗教化（記念碑化）せよというものでした。これ以降神社問題が取り上げられる度に、基督教や真宗はこの主張を繰り返して、政府にその実現を迫つていきました（神社倫理化運動）。

この主張に対する当時の神社局の回答は「神社崇敬を我国の美風として奨励はするが、神社参拝を強制はしない。ただし、小学校における神社参拝は国民道徳の訓練として行う」というものでした。こうした方針の下に政府は、以後

の国民教化運動の中で、神社崇敬を奨励していきます。たとえば、第一次大戦後の社会不安に対処するために、内相床次竹二郎の提唱によつて地方局が主管して展開された民力涵養運動。大正十二年九月の関東大震災からの復興を目指して渙発された同年十一月の「国民精神作興に関する詔書」に基づく運動。さらに、新設された文部省社会教育局を中心に昭和四年八月から展開された教化総動員などです。そして、中央政府の意向を忖度して神社崇敬を強要しようとする地方官と基督教・真宗との間で争いが繰り返されることになったのです。

神社崇敬を奨励はするが、強制はしないという政府の方針は、建前としては大東亜戦争の開戦まで維持されます。しかし、実態においては、昭和六年の満州事変の勃発以降、次第に強制の方法に向つていったようです。

結論を申し上げますと、政府の神社政策は、常に一定していたわけではなく、時代状況の影響を受けて、変化していくといったということです。

皇學館大學講演叢書

()内の数字は価値。元は送料実費

第九十一輯【世阿弥の生活と芸能】(300)元160

本学教授 奥野純一

第九十二輯【歩くこと・走ること】(300)元160

本学教授 森下千瑞

第八十六輯【人の生活と昆虫】(300)元160

本学教授 宗林正人

第八十七輯【子どもの中の算数】(300)元160

本学講師 高澤茂樹

第八十八輯【食生活と成人病】(300)元160

本学助教授 長尾陽子

第八十九輯【ことばの地層をたずねて】(300)元200
—「伊勢市とその周辺域の方言事象分布図」を読む—

本学教授 佐藤虎男

第九十四輯【超高齢化社会日本と社会保障制度の諸課題】(300)元160

本学教授 西山正容

第九十五輯【幕末の図書館】(300)元160
—射和文庫に学ぶもの—

本学助教授 竹本晃

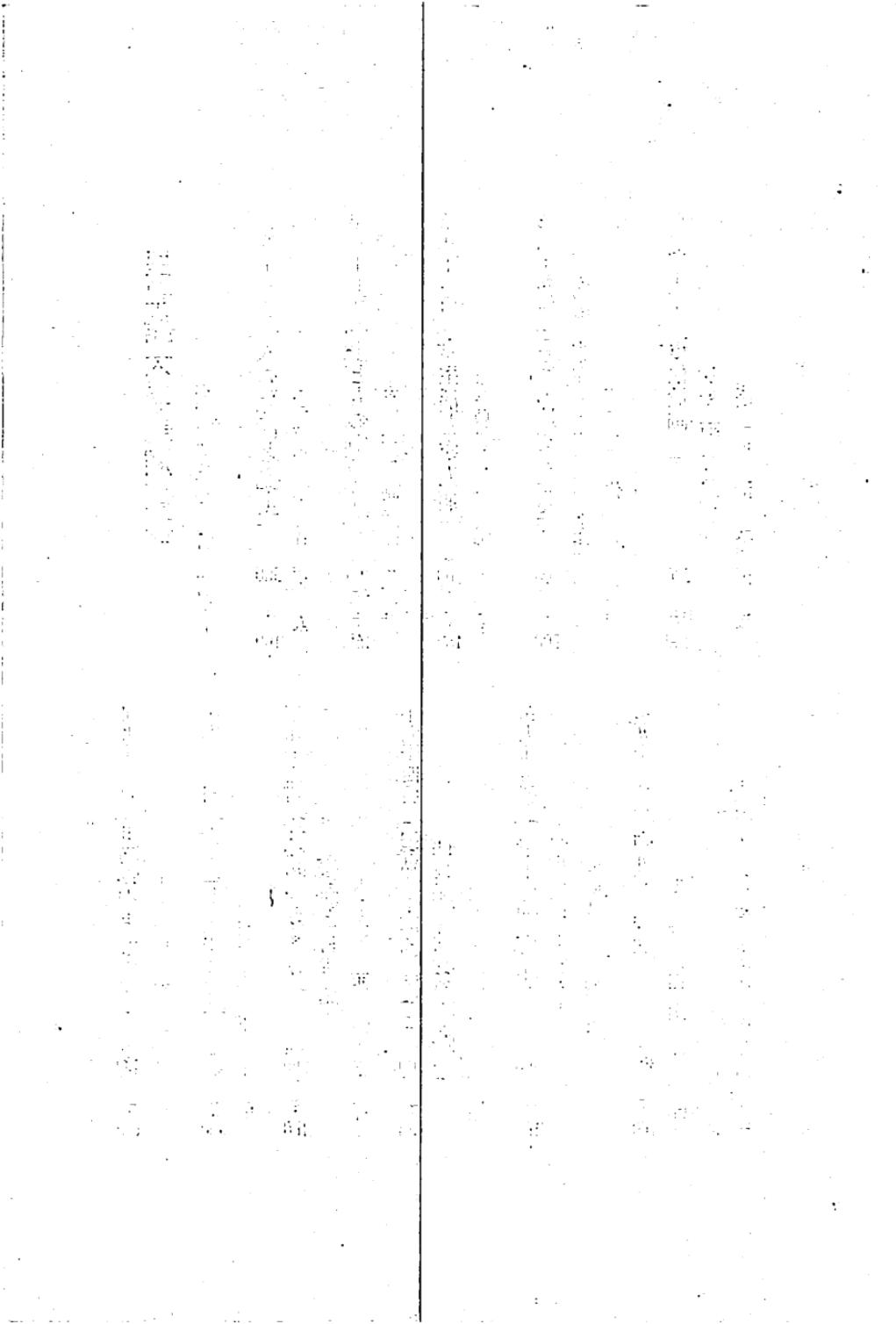
第九十六輯【中世と神社】(300)元160

本学教授 高倉一紀

第九十輯【近代絵画とジヤボニスム】(300)元160

本学教授 清水正教

(著者肩書きはいずれも出版当時のものです)



著者略歴

昭和三十三年生まれ。昭和五七年、早稲田大学政治経済学部卒。昭和六二年、早稲田大学院政治学研究科博士後期課程退学。皇學館大學神道研究所所員を経て現在、皇學館大學現代日本社会学部教授。博士（神道学）。著書、「近代政教関係の基礎的研究」（平成九年、大明堂）。本番により平成十年、比較憲法学会・田上穰治賞受賞。

講演叢書予約購読者募集中

一、申込 賛説代金一一二五〇円（一口）を添えて、本学出版部へお申込みください。
二、配本 賛説会員様には、御入会年度より年間五冊の叢書を、毎年お手元へ直接お送り申しあげます。
本叢書は、各冊送料共四五〇円以上で刊行しておりますが、賛説会員様には単価の勝負に拘わりなく、五冊お届けいたします。

平成十年十二月二十三日 初版発行
平成十一年一月十日 刷
平成十一年一月十一日 再版発行
平成二十一年三月十五日 三版発行

【定価】
三〇〇円

平成一八年五五五

伊勢市神田久志本町一七〇四

発行者

皇學館大學出版部

代表者 宗林正人

印数〇〇八四〇一一一六三六

平成二十一年三月十五日 三版発行

印刷所 (有) 青木印刷

